

◆ ◆ 練馬区の保育園入園制度の基本事項

このページでは基本事項を記載しております。必ずお読みください。
各項目の詳細は、該当ページをご確認ください。

① 保育園の種類

保育園ってどんな施設なの？

保育園は「認可施設」とそれ以外の「認可外の施設」の大きく2つに分かれます。
職員数や施設の広さなど、国の基準を満たした施設が「認可施設」と呼ばれます。
詳しくはP.11～12「保育施設の種類」をご確認ください。

認可施設ってどんな種類があるの？

認可施設には、主に「認可保育園」と「地域型保育事業」があります。
「保育園」と聞いて一般的にイメージされるのは、おそらく「認可保育園」です。
認可保育園は、国の基準を満たし、都道府県知事に認可された施設です。
認可保育園の多くは、0歳から小学校に就学する前までの児童を保育しています。
「認可保育園＝区立」と誤解されがちですが、「私立」の認可保育園もたくさんあります。
また、練馬区（練馬区長）が認可した施設が、「地域型保育事業」です。
地域型保育事業の多くは、0歳から2歳児クラスまでの児童を保育しています。
（受入れ可能年齢は園によって異なります）。

認可外の施設ってどんな種類があるの？ どうやって申込みするのかな？

認可施設ではありませんが、保育事業を行うことを都道府県へ届け出た施設です。
その中には、東京都独自の基準を満たした「認証保育所」や、国から補助を受けて運営している
「企業主導型保育施設」などがあります。いずれの施設も認可外保育施設に関する基準に基づく指
導監督を受けています。申込みは区を通さずそれぞれの施設へ直接行います。
締切日、必要書類、保育料等は施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

※ 練馬区ホームページに、認証保育所と認可外保育施設の一覧を載せておりますのでご確認ください。



（認証保育所）



（認可外保育施設）

② 認可施設の申込みについて

保育園の入園申込みはいつ受付けているの？

申込みは毎月受付けています（3月入園の利用調整（選考）は行っていません）。

詳しい締切日や発表日は、P.15「令和6年度入園・転園・延長保育 申込日程等」をご確認ください。

いつ頃申込んだらいいのかな？

1月、2月、4月入園を除き、毎月入園月の前月10日前後に締切日を設けています。

詳しい締切日については、P.15「令和6年度入園・転園・延長保育 申込日程等」をご確認ください。

書類を提出しても不備があるケースが少なくありません。トラブルを防ぐためにも、締切日より余裕をもってご提出してください。

なお、締切日間近は窓口が混みあいます。特に4月入園の締切日前は、多い時には1日200人以上の方が来庁されます。

オンラインまたは郵送のご提出、にご協力をお願いいたします。

申込みにはどんな書類が必要なの？

必要な書類は世帯によって異なります。

詳細はP.21～24「申込みに必要な書類」をご確認ください。

また、「YouTube」に案内動画を掲載しておりますので参考にしてください。



YouTube
「練馬区保育園
チャンネル」

書類はどんな方法で提出するの？

4つの提出方法があります。郵送でのご提出ご協力ををお願いいたします。

詳細はP.19～20「書類提出方法」をご確認ください。

- ① オンライン
- ② 郵送（送付先は練馬区役所 保育課 入園相談係）
- ③ 保育課窓口へ提出（練馬区役所本庁舎10階）
待ち時間なく提出のみができるボックスも設置しております。
- ④ 光が丘・石神井・大泉各総合福祉事務所へ提出
（書類の提出のみです。ご相談や書類の確認は一切行っておりません。）



どこの保育園を選べばいいのかな？家の近くにはあるのかな？

保育園等によって受入れ可能な年齢や定員などが異なります。

保育園等の場所や定員などについては、別冊「保育園等一覧」を必ずご確認ください。

また、練馬区 LINE 公式アカウントにより自宅からの距離や対象年齢、アレルギー対応等で条件を絞って保育施設を検索することができます（他にも、保育課への質問の自動回答機能、指数のシミュレーション、保育課からの情報配信を行っています）。下記 2 次元コードより登録することができます。なお、希望する保育園については、事前に見学することをおすすめします。保育施設を見学する際には、直接施設に連絡していただき、日程をご調整ください。



練馬区 LINE 公式アカウント
友だち追加はこちらから

どこの保育園が空いているのかな？空いていないと申込みないのかな？

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（2号利用）については、毎月3日に練馬区ホームページにて空き状況を公開しています（1月・2月・3月利用調整分を除く。令和5年12月利用調整分の空き状況は11月1日に公開します）。

空きがない保育園等も入園の希望を出すことが可能です。申込み時点で定員を満たしている場合でも、利用調整までに退園等により欠員が生じ、利用調整対象になる場合があります。希望する保育園等は通園できる範囲で、利用したい順に選んでください。



（【保育園等】空き状況について）

入園後も育児休業を取得し続けてもいいのかな？

育児休業を取得している（取得予定の）場合、入園が決まりましたら入園月中に復職が必要となります。育児休業期間が満了でなくても、切り上げて復職していただく必要があります。

復職されましたら、復職後14日以内に『復職証明書』をご提出ください。

復職が確認できない場合、入園月の翌月1日付けで退園になる可能性があります。

詳細は P.31 「**11** 育児休業を取得している（取得予定の）場合」、P.33～34 「内定後・入園後の注意事項」をご確認ください。

入園が決まったけどしばらく登園せず自宅で保育してもいいのかな？

内定が決まりましたら、原則入園月の1日までに内定した保育園等で面接・健康診断を受けていただきます。面接・健康診断を受けていない場合や、入園月中に1日も登園がなかった場合、また、入園月翌月以降2か月以上登園しない状態が発生した場合は、内定取消しや退園となる可能性があります。

詳細は P.13～14 「申込みから利用までの流れ」、P.33～34 「内定後・入園後の注意事項」をご確認ください。

③ 認可施設の選考方法

申込みすれば必ず入れるの？

申込みをしても必ずしも入れるとは限りません。定員を上回る申込みがある場合は、保護者や世帯の状況をもとに優先順位をつけて、入園者を決めています。

詳しい選考基準は P.43～44 「練馬区保育実施基準表」をご覧ください。

保育指数と調整指数があるけれどそれぞれどういうもの？

【保育指数】は、父母それぞれの状況にあてはまるものを原則として1つずつ付けます。

【調整指数】は、あてはまるものがあれば加算や減算を行います。

調整指数は世帯の状況により、1つもあてはまらない場合や、複数あてはまる場合もあります。

《例》

【保育指数】

父：就労 月 20 日勤務 / 1日8時間就労（休憩含む） ⇒ 「40」

母：就労 月 20 日勤務 / 1日8時間就労（休憩含む） ⇒ 「40」

保育指数：「40」 + 「40」 ⇒ 「80」

【調整指数】

認証保育所などに児童を預けながら育児休業から復職し、就労している場合 ⇒ 「2」

同居する 65 歳未満の祖父母も保育にあたる場合 ⇒ 「-4」

調整指数：「2」 + 「-4」 ⇒ 「-2」

【合計指数】

保育指数「80」 + 調整指数「-2」 ⇒ 「78」



※ LINE で指数のシミュレーションができます。

- 下記 2 次元コードから練馬区 LINE 公式アカウントを「友だち」に追加してください。「保育指数シミュレーション」をタップして、質問に答えると合計指数の試算ができます。
- LINE で試算した指数と、実際に区が審査して算定する指数とは異なる場合があります。試算結果は参考程度にお考えください。
- 前回 4 月入園の一次利用調整の入園内定者の最低指数（ボーダーライン）と、試算した指数を照らし合わせて、保育施設を LINE で絞込検索できますが、あくまでも過去の実績に基づくものです。
- LINE で絞込検索をした保育施設に入園申込みをしても、入園できることを保証するものではありません。



合計指数が他の世帯と同じ場合はどうなるの？

他の世帯と指数が同一であった場合、優先事項を基に入園順位を判断します。
優先事項には、練馬区民であること、保育料の滞納がないこと、などがあります。
詳しくはP.48「同一指数世帯の優先事項」をご覧ください。

就労をしていないと申込みはできないの？

就労のほかにも様々な要件で保育園の入園申込みが可能です。例えば、疾病や出産、介護・看護、求職などがあります。状況に応じて提出書類が異なります。提出書類については、P.22「保育を必要とする状況を証明するための書類」をご確認ください。選考基準については、P.43～44「練馬区保育実施基準表」をご覧ください。

希望順位が高い園から優先的に入れるの？

P.43～44「練馬区保育実施基準表」に従って保育指数と調整指数を合算した指数の高い児童から内定します。希望順位が高いことによる優先や、選考上の有利・不利はありません。希望園は最大で13園まで申込みことが可能です。通園できる範囲で、利用したい順に選んでください。

結果はどうやって分かるの？

入園希望月によって異なります。

【5月入園から2月入園の結果】

内定の場合、入園月の前月の20～23日頃にお電話でお伝えしています。あくまでも目安であり、前後する場合があります。非内定の場合、お電話でのお伝えはありませんが、入園希望月の前月の月末に『保育利用保留通知書』を発送します。また、利用調整（選考）の結果発表前にお問い合わせいただいても事前にお答えすることはできません。

【4月1次入園の結果】

結果の内容に関わらず申込みの方全員に通知を郵送します（練馬区外在住で非内定の場合を除く）。

【4月2次入園の結果】

内定の場合のみ通知を郵送します。非内定の場合3月末日に『保育利用保留通知書』を発送します。

なお、『保育利用保留通知書』は原則利用希望月の初月のみの発行となります。

例：利用希望月を12月で提出した場合→11月末日に発送する『保育利用保留通知書』のみ発行

- ※ 4月の『保育利用保留通知書』についても利用希望月の初月でない場合、原則発行されません。特定の月または毎月必要な方は、入園相談係へご相談ください。
- ※ 3月は利用調整を行わないため『保育利用保留通知書』を発行しておりません。



④ 4月入園申込みについて

申込みは早いほうがいいのか？

申込みの時期によって、利用調整上有利または不利になることはありません。ただし早く申込みをした場合、不足書類や不備について早めに案内を受けることができます。

特に4月1次の申込みは、書類を確認するための期間を要します。10月にご提出いただいた場合には、不足書類のご用意等にゆとりをもつことができます。

4月入園とあわせて、4月以前の申込みもしたい。4月入園とそれ以前の月の入園では希望園が異なる場合、申請書は2部用意が必要になるの？

11～2月入園と4月入園の申込みをしたい場合、10月1日以降に提出いただければ、申込書の有効期間が4月入園にもかかるため、申込書を2部用意する必要はありません。利用希望月の締切日までに申請書を提出し、4月入園の締切日までに4月入園用の希望園を記入した『保育園等利用申込内容変更届』を提出してください。申込書との同時提出も可能です。

各締切日に関してはP.15～16、有効期間に関してはP.16、提出書類に関してはP.21～24、申込み内容を変更する際の提出書類に関してはP.25～26をご確認ください。

4月入園申請をする場合は窓口で提出したほうがいいのか？

オンラインまたは郵送での申込みをお願いいたします。

受付方法による有利・不利はありません。オンライン、郵送のご提出であっても、不足の書類がある場合にはお電話にてご案内いたします。窓口の数も限られているため、窓口での対応は長時間お待ちいただく場合があります（P.20参照）。窓口での対応につきましては、事前の予約へのご協力をお願いします。

オンライン、郵送での申込みは、申込締切日の受付終了時間までに保育課に届いたもののみが有効です。詳細はP.19～20「提出方法」をご確認ください。



（保育課の窓口状況）

左記2次元コードより窓口の予約ができます。
また、当日の混雑状況や当月と翌月の混雑予想
カレンダーも確認できます。

そのほか「[保育園等の入園に関する Q&A](#)」もご確認ください。